

第2回 荘崎市認知症支援ネットワーク協議会

次 第

日 時: 令和7年11月20日(木)

13時30分~

会 場: 荘崎市役所別館 201

会議の目的

- ・認知症徘徊 SOS ネットワークの模擬訓練結果から課題を見出し、よりよいネットワークづくりにつなげられる。
- ・莊崎市における認知症の方の課題を共有できる。

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- (1) 荘崎市認知症徘徊 SOS ネットワーク事業及び模擬訓練について
- (2) 認知症初期集中支援チーム活動実績について

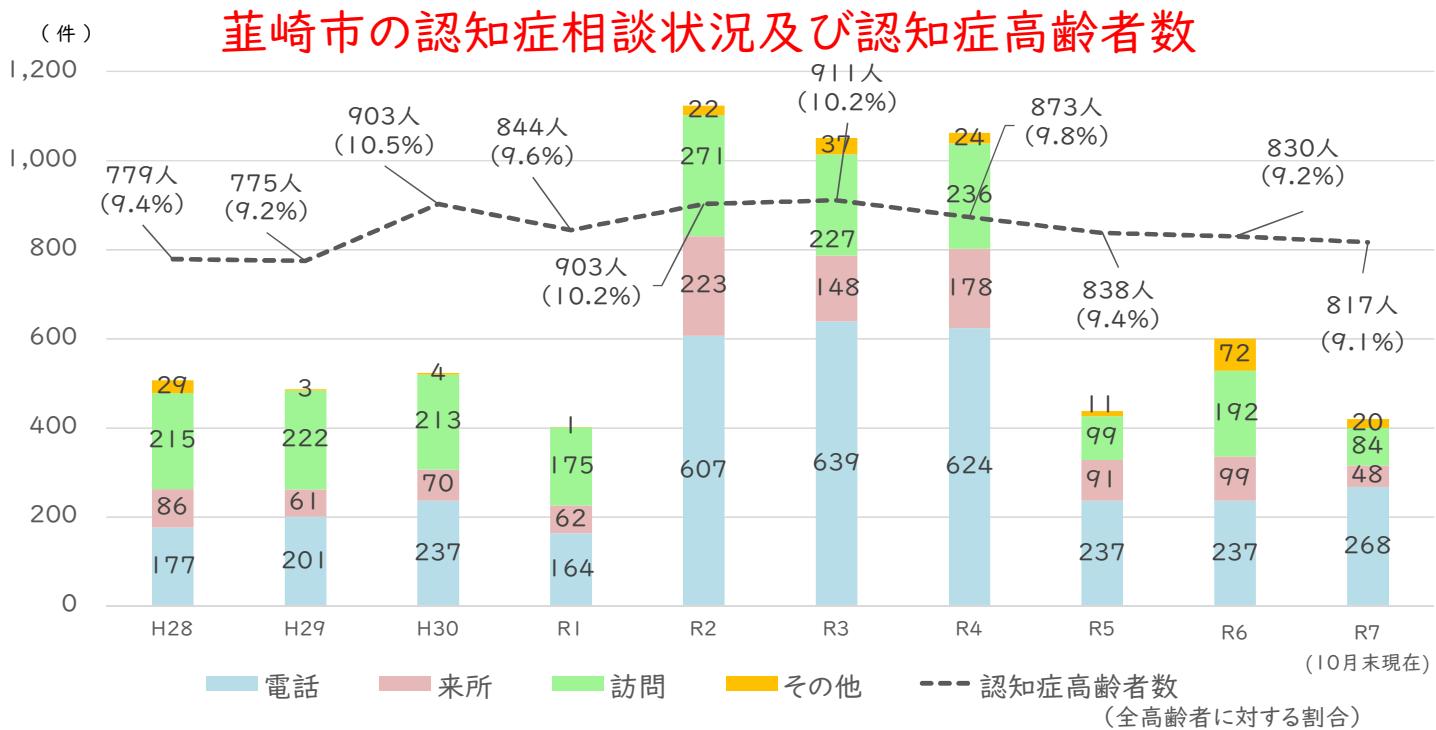
4. その他

5. 閉会

韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク事業

【目的】 徘徊により行方不明となった認知症の高齢者等を早期に発見し、当該高齢者等の事故防止及びその家族の負担の軽減を図るため、関係機関が有機的に協力できるネットワークを構築すること。

(1) 荘崎市認知症徘徊SOSネットワーク事業及び模擬訓練について



認知症徘徊SOSネットワーク登録状況

(R7.10月末現在)

◆ 申請者数(通算) 174名 (H23年度~)

◆ 登録者数 35名

(内 R7年度新規登録者数 7名)

◆ R7年度徘徊SOSネットワーク利用者数 0名

(参考) 荘崎市認知症徘徊SOSネットワーク発動実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
SOS 発動回数	0	0	1	0	1	1	1	1	0	2	0	1	0	0	0	8

韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練について①

日 時：令和7年10月30日（木）13:45～

搜索協力機関、市内介護事業所を含む29カ所に協力を得て実施。徘徊者役を立てて実施。

実施方法：「ネットワーク登録者が韮崎市内で行方不明。甲斐警察署へ搜索を依頼」と想定。

「韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練実施計画書」に基づき、実際の状況に近い環境下で確実に情報伝達、搜索、発見、保護が可能か検証。

模擬訓練当日の流れ：別紙実施計画書参照

韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練について②

情報伝達について：甲斐警察署からの依頼を受け、包括より搜索協力機関29か所へ連絡。

FAXのみの連絡 ⇒ 5か所
メールのみの連絡 ⇒ 24か所

FAX、メールを送信後には全搜索協力機関に電話にて情報を送信した旨を伝える。

搜索について：全搜索協力機関が業務に支障がない範囲で搜索に協力。包括支援センターが搜索に出る。

発見・保護について：介護事業所職員によって市役所で発見、保護される。包括支援センターへ連絡があり、家族、関係者、職員が発見現場へ向かう。本人確認後、甲斐警察署へ連絡し署員が合流する。

<韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク模擬訓練実施計画書>

【目的】

各部署で対応方法の確認を行い、検討すべき課題を見出すことで、韮崎市認知症徘徊SOSネットワークをより効果的に機能できるものにする。

【実施日】

令和7年10月30日(木) 14時～概ね1時間30分程度

(13:45 包括職員が家族役として行方不明の届出のため警察署に行く。)

【参加機関・捜索協力機関】

- ◆甲斐警察署
- ◆韮崎消防署
- ◆日本郵便株式会社 韮崎郵便局
- ◆山梨交通株式会社 韮崎営業所
- ◆有限会社 甲斐タクシー
- ◆有限会社 韮崎タクシー
- ◆JR東日本 八王子支社 韮崎駅
- ◆介護事業所(協力申し出のあった事業所)
- ◆韮崎市福祉課
- ◆韮崎市長寿介護課(地域包括支援センター)

【実施方法】

行方不明者役が徘徊し、実際の状況に近い環境下で「韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク」の利用により確実な情報伝達、捜索、発見保護が可能か検証する。

【評価方法】

訓練終了後、各捜索協力機関から提出された「令和7年度模擬訓練評価シート」を集計後、改善点を明確にし、今後の活動に反映させていく。

【模擬訓練の手順】

1. 予定時刻に、行方不明者役が徘徊開始(包括職員が徘徊者の家族となり、警察に捜索を依頼する)。
2. 甲斐警察署生活安全課(以下、警察署)は、行方不明が発生したと仮定し、韮崎市地域包括支援センター(以下、包括)に模擬訓練用「韮崎市認知症徘徊SOSネットワーク連絡用紙」(以下「連絡用紙」)をFAXにて捜索依頼連絡をする。(捜索協力機関への捜索依頼を含む)

3. 包括は警察署からの連絡を受け、~~搜索協力機関~~に搜索依頼「連絡用紙」をメールと電話で依頼する。
4. 搜索依頼「連絡用紙」を受理した~~搜索協力機関~~は、各事業所内で搜索内容の伝達を行い、業務に支障のない範囲で搜索に協力する。
5. 行方不明者役を見かけた者は、速やかに甲斐警察署生活安全課(0551-20-0110 「徘徊 SOS 模擬訓練です」と伝える) **包括 (0551-23-4313)** に連絡をし、指示を受ける。業務の都合等により、警察署員の到着まで行方不明者役に付き添えない場合は、包括に連絡し包括職員と交代する。
6. ~~警察署~~ **包括は発見場所へ合流し、本人関係者と共に行方不明者役の本人確認後、包括 警察署へ行方不明者役発見を連絡する。** し、~~するとともに、搜索協力機関への搜索解除「連絡用紙」の送信を依頼する。~~
7. 包括は警察署からの連絡を受け、~~搜索協力機関~~に搜索解除「連絡用紙」をメールと電話で伝達する。**(搜索解除「連絡用紙」の発見場所、時間、発見者を記入する。)**
8. 搜索解除「連絡用紙」を受理した~~搜索協力機関~~は、各事業所内で解除の伝達を行う。
9. ~~搜索協力機関~~は、「令和7年度模擬訓練評価シート」に訓練結果を記入後、提出期限内に包括へ送信する。**(警察署にも評価シートを書いてもらう。)**

【確認事項】

●伝達内容のこと

搜索協力機関は、「連絡用紙」で内容の確認ができ、正確に各関係者（各事業所の職員等を含む）に伝える事ができる。

●搜索協力のこと

業務に支障のない範囲で、搜索に協力できる。

●模擬訓練終了後のこと

搜索協力機関は訓練終了後、結果を「令和7年度 模擬訓練評価シート」で包括へ報告。今後の活動に活かす事ができる。

婁崎市認知症徘徊SOSネットワーク連絡用紙

発信元: 甲斐警察署

電話: 0551-20-0110

検索 ・ 解除

発信日時: 令和 年 月 日()
AM・PM 時 分

【検索の連絡】

登録番号	登録NO:			
ふりがな	登録時年齢		現年齢	
氏名	(旧姓)	歳	歳	
住所(自宅)	婁崎市			
(施設入所の場合)	(住所)	(施設名)		
最後に本人を確認した 日時・場所	いつ: 令和 年 月 日(木) 時 分 どこで:			
本人の状況	身長	cm くらい		
	体格			
	頭髪			
	着衣	上		
		下		
	(種類・色)	履物		
	歩行能力	荷物	所持金など	
その他 (特徴・持病など)				
確認	防災無線 利用する ・ 利用しない			

写真

【解除の連絡】

発見された 日時・場所	日時	令和 年 月 日 曜日 時 分	
	場所	発見者	
発見時の心身の状況			

◇連絡を受けた日時 令和 年 月 日 曜日 時 分

◇解除連絡を受けた日時 令和 年 月 日 曜日 時 分

特記事項:

発見した際は、**婁崎市地域包括支援センター(23-4313)**にご連絡をお願いします。

《注》個人情報となります。解除連絡後、この件に関してのFAX・メールは各事業所において必ず破棄・削除をお願いします。

徘徊SOSネットワーク アセスメントシート

【過去】

氏名

様

年月	年齢	その頃の暮らし・出来事(就学・就職・結婚・引越し・転職・離婚等)
S.	0歳	

【現在】

日常生活で関係する人	ジェノグラム
なじみの店・近所宅	
日課・趣味・その他	
検索時のポイント	

「模擬訓練評価シート」

模擬訓練 令和7年10月30日(木) 14時10分～15時50分
回答数 18事業所

①貴所属で**搜索**や**解除**の連絡用紙をメールで送信や受理の際、支障や問題はありましたか。

内容が確認できましたか。

【FAXでの送信】（警察署のみ）

・支障なし。FAX送信機関欄が警察署になっていたため、署に数件問合せがあった。各機関からの情報集約の再調整が必要だと感じた。

【FAXでの受理】

・内容は確認できた。
・昨年のものと比較すると文字、写真の判別しやすかった。

【メールでの受理】

・用紙の本人写真もはっきり確認できた。顔写真、全身写真もしっかり確認できた。
・メールと電話で搜索、解除の連絡が入ったことで、早急に対応ができた。
・内容確認に問題なし。
・メールだと気付きにくい。
・内容の確認はできたが、メールが届いた時に音が鳴るわけではないので、時間が分かっていないから気付くのが遅くなってしまう可能性がある。
・メールボックスを管理している職員が休みで、メールの場所が分からず確認できなかった。

②受理した内容を事業所内でどのように伝達しましたか。

・デイサービス、ヘルパー、ケアマネの管理者へ報告、依頼した。事務員は電話等で事務所待機。
・受理した事務員がグループLINEで伝達した。訪問中の看護師は訪問後に確認した。
・連絡用紙をプリントアウトして各フロアに配布、掲示板に添付、所内で回覧した。
・伝言で確実に伝達した。口頭で伝達した。
・メールでスタッフやヘルパーに、連絡発見した場合は事業所へ連絡してもらうようにした。事業所へ来たヘルパーにはここに声掛けした。
・事業所内にいる職員には連絡と写真を直接見てもらい、外に出てる職員には携帯電話に連絡し口頭で内容を伝えた。
・無線にて一斉に連絡をした。
・社内携帯電話で伝達した。

- ・全従業員を集め情報共有し、送迎時など検索するよう伝えた。
- ・写真をカラー印刷し、周知し、送迎時に確認するよう伝えた。
- ・メールを確認できなかつたので内容が分からず伝達できなかつた。

③模擬訓練を通してお気づきの点や感想等ご記入下さい。

- ・協力機関に対する事前説明が必要。（「FAX が届いたが何をすればよいか」「電話の訓練だと思った」との連絡があつたため。）
- ・車で移動しながら人を探すことが難しく感じた。
- ・本人が行き慣れている場所なども記載があると良い。徘徊を想定の訓練を繰り返し行うことでも実際の場でも役立つと思う。
- ・発見から解除までに時間がかかる。解除連絡がメールだけでは知るまでに時間が経ってしまう。FAX の方が良いのでは。
- ・人物の写真がはっきりしていてとても良かった。
- ・認知症による徘徊者が多いため、繰り返しの訓練が必要だと感じた。
- ・帽子やフードを被ると写真と違う印象になると感じた。髪型が違っても分かりにくいかもしれない。
- ・メールを 1 日 2 回ほどしか確認しないため、協力が遅れる場合もある。
- ・連絡用紙や写真を直接確認できない職員に口頭で伝えるのは難しいと感じた。
- ・実際に徘徊者が出了した場合に、訓練のようにスムーズに対応できると良い。
- ・お客様が乗車中は訓練に参加することは難しい。
- ・地域住民、警察、行政との連携の重要性を感じた。
- ・メールボックスの場所を周知し、誰でも確認できるようにしていく。
- ・メールでのデータ送信を考慮した方が良い。（FAX での送信を希望していた事業所）

④その他日々の業務で感じている認知症高齢者への対応についてご意見ご要望がありましたらご記入下さい。

- ・このネットワークをより良いものにするため、協力できることは連絡を欲しい。
- ・認知症の影響により突然の行動も予測できるので、日頃の行動範囲や行き慣れた場所なども確認していく必要がある。
- ・住所・氏名の分かるものを携帯してほしい。
- ・認知症で一人暮らしの利用者に送付された書類の確認は誰がすればよいのか。提出しないとそのままになるものもある。

- ・独居の認知症高齢者について対応を教えてほしい。
- ・心配な方が乗車の時は相談させてもらう。
- ・少しでも捜索の力になればと思うので、今後も協力させていただきたい。
- ・認知症の方の行動には理由がある事を忘れずに、本人の尊厳を守りながら支援していきたい。
- ・関係機関との連携が大切。
- ・「救急時安心情報キット」を活用し、スムーズに連携情報が得られるよう、連携して対応していきたい。

※救急時安心情報キットとは…

65歳以上の人一人暮らしの方を対象に「普段通っている病院」や「緊急連絡先」などの情報を専用の容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。
これにより、災害時や病気やけがなどで救急隊員が駆けつけた時に容器の中を確認して、避難先や病院への速やかな情報伝達、搬送につなげることができます。



課題と今後の方向性

課題① メールでの受信に気づかない。FAXでは不鮮明。



対応①-1 FAX・メール後に全事業所に確認の電話連絡を行ったことに
より、スムーズに情報伝達ができた。
ネットワーク発動の際は同様に対応していく。

①-2 FAX送信のみの事業所には電話連絡時に口頭でより具体的
な本人情報を、提供できる範囲で提供していくか。

①-3 メール対応が難しい事業所で、FAXだけでは写真の確認が
難しい場合は、紙面での情報提供も検討する。

課題と今後の方向性

課題② 徘徊者がいても気が付かない。
発見してもどう声かけしたらいいか迷う。



対応② 認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症への
理解・対応方法について、ネットワークの周知を行って
いく。また、サポーターのステップアップを図る。
ネットワークを通じて徘徊者を発見した場合の流れに
について毎年確認していく。

課題と今後の方針

＜方針＞

○FAXやメールでの連絡はスムーズに行えている。メールの方が写真等鮮明であることから、やむを得ない場合以外は引き続きメール対応をお願いしていく。担当者が変わることで今までFAXのみの対応としていた機関もメールでの対応が可能であると思われるため、年度当初に情報伝達の方法について確認を行っていく。

○繰り返して訓練を実施することで、ネットワークの流れが関係機関に浸透してきているため、引き続き関係機関にご意見を聞きながら訓練を実施していく。



認知症サポーター養成講座

認知症を正しく知り、認知症の方や家族に対しての「応援者」を増やしていくことを目的に認知症サポーター養成講座を開催しています。「認知症ってどんな病気?」「私たちにできることは?」といった内容をわかりやすくお話しします。なお、受講するとサポーターの目印としてオレンジ色のブレスレット(オレンジリング)が渡されます。

垂崎市地域包括支援センターにて随時受け付けています!

(2) 認知症初期集中支援チーム活動実績について

蓮崎市認知症初期集中支援チーム フロー図



電話・来所等
での相談

長寿介護課・蓮崎市保健福祉センター内 (住所) 〒407-0024 蓮崎市本町3丁目6番3号
もの忘れ相談センター : 0551-23-4464
地域包括支援センター : 0551-23-4313

相談の応需

認知症初期集中支援の対象か否か判断

40歳以上で、在宅生活をしており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で、以下のア・イのいずれかの基準に該当する人

(ア) 医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人

- ・認知症疾患の臨床診断を受けていない人
- ・継続的な医療サービスを受けていない人
- ・適切な介護保険サービスに結び付いていない人
- ・診断されたが介護サービスが中断している人

(イ) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している人

否

対象

定期訪問・相談実施

初回訪問

- ・基本情報の聴取
- ・アセスメントの実施
- ・介護負担度評価

認知症初期集中支援終了

- ・医療、介護等への引き継ぎ



モニタリング

- ・医療、介護サービスを継続できているか
- ・本人の身体状況、生活状況の確認
- ・家族の介護負担度

*モニタリング結果の作成

2か月ごと

モニタリング結果の報告

必要時、ケアマネ等への助言

認知症初期集中支援チーム員会議

チーム員：精神科専門医、認知症臨床専門医、認知症サポート医、認知症看護認定看護師、作業療法士、認知症地域支援推進員、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

- ・支援計画の立案
- ・支援の方向性の見直し
- ・初期集中支援終了の判断



認知症疾患医療センター・精神科病院

- ・支援計画や支援の方向性のアドバイス
- ・鑑別診断
- ・医療機関との連携強化

6か月間

認知症初期集中支援の実施

- ・医療受診に向けての支援
- ・各種サービス利用に向けての支援
- ・身体、生活環境を整える支援
- ・介護者、家族、支援者等への助言

*支援記録の作成

認知症初期集中支援チーム検討委員会

目的

支援チームの設置及び活動状況の検討

役割

初期集中支援チームが行う業務の評価を行って意見を述べ、適正、公正かつ中立な運営の確保を目指す

事業が適切に実施されているかどうか評価し、不十分な点があれば、その改善策を探る

開催頻度

- ・定期的に開催
- ・検討課題が発生した場合
- ・最低でも、年3回の開催

初期集中支援チーム活動実績

対象者	対象者内訳		訪問回数	来所・電話対応回数	終了件数 (医療・介護への引き継ぎあり)	チーム員会議開催回数
	新規	継続				
H27年度	2名		3回	4件	0件	1回
H28年度	8名	6名	2名	38回	34件	5件
H29年度	6名	3名	3名	23回	25件	4件
H30年度	5名	3名	2名	19回	25件	3件
R元年度	7名	5名	2名	27回	21件	5件
R2年度	8名	6名	2名	20回	47件	2件
R3年度	8名	2名	6名	15回	93件	8件
R4年度	5名	5名	0名	28回	78件	5件
R5年度	7名	7名	0名	23回	89件	5件
R6年度	13名	11名	2名	55回	61件	7件
R7年度 (10月末現在)	7名	1名	6名(再開含む)	9回	26件	2件
						5回

※R7年度で終了後に再開した方3名

(参考) 認知症相談件数(10月末現在)

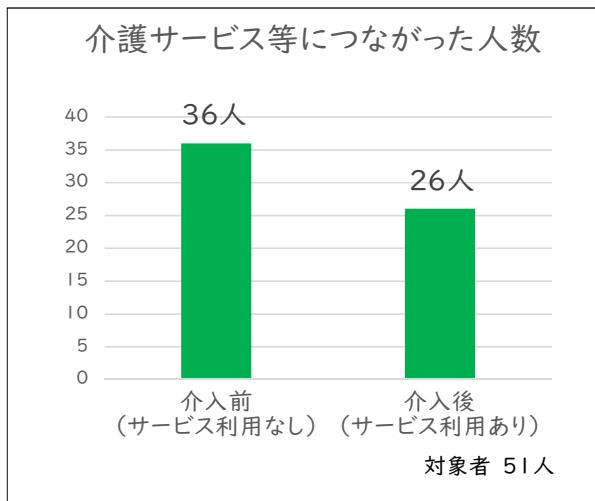
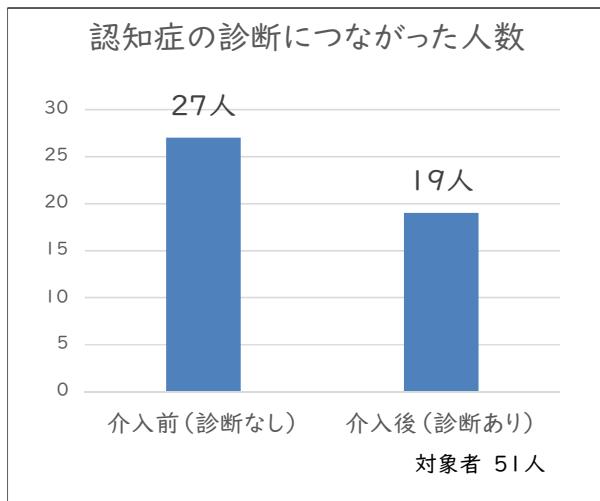
相談件数 420件

内訳 電話(268件) 来所(48件) 訪問(84件) メール・その他(20件)

初期集中支援チームの支援内容

1. 認知症の評価
2. 環境整備
3. 受診支援、内服支援
4. 介護サービスの調整、引継ぎ
5. 認知症への関わり方、対応の仕方(家族へ)
6. 家族調整
7. 支援終了3か月後のモニタリング

初期集中支援チーム実績(H28.1~R7.10.31)



初期集中支援チームの介入により、医療や介護サービスにつなげることができた。
※診断や申請に繋がらない方は、改善、拒否、死亡、施設入所、現在調整中の方など

認知症初期集中支援からみえること

- 家族支援が必要なケースが多い
(高齢者+息子、家族が県外在住で一人暮らし、子供が精神疾患など)
- 上記の様な問題が複雑化し、短期間での解決が難しい
- 本人の状態と家族が思う本人の認識にズレがあることが多く見受けられる
(家族が同居していないので状態を把握していないなど)
- 認知症状が悪化してから対応するケースが多い
- 医療機関やケアマネ(介護支援専門員)との細やかな連絡調整が必要

今後の対応

- 多機関との連携と協力依頼
- 相談窓口の周知、認知症の正しい知識の普及
- 虐待（ネグレクトが多い）の早期発見と対応
- 民生委員など地域との連携
- 終了後の定期的なモニタリングにてフォローアップ
- 終了後のケアマネへの相談支援
- ケースの状況に応じて、医療機関と電話、書面、受診同行等対応方法を検討しながら対応していく

令和7年度 荘崎市認知症支援ネットワーク協議会 委員名簿

1回目 2回目

	区分	事由	団体名称	委員名	認知症 支援 NW	認知症 徘徊 SOS
1	医師会	地区医師会の代表	莊崎市医師会 (会長)		○	
2	医療	認知症疾患医療センター	山梨県立北病院 (院長)		○	
3	医療	精神科病院	莊崎東ヶ丘病院 (院長)		○	
4	医療	かかりつけ医	秋山脳外科医院 (院長)		○	
5	地区長	地区長連合会	莊崎市地区長連合会 (副会長)		○	○
6	愛育会	愛育会	莊崎市愛育会 (会長)		○	○
7	高齢者団体代表	老人クラブ連合会	莊崎市シニアクラブ連合会 (会長)		○	
8	権利擁護	司法書士	山梨県リーガルサポート		○	
9	看護協会	看護協会地区支部	山梨県看護協会 ほっとほっと莊崎 (所長)		○	
10	事業者	サービス提供事業所	愛の家 グループホームにらさき (管理者)		○	
11	事業者	サービス提供事業所	グループホーム武田の里 (管理者)		○	
12	事業者	介護支援専門員協会	介護支援専門員協会峡北支部		○	
13	社会福祉協議会	社会福祉協議会	莊崎市社会福祉協議会 (会長)		○	○
14	警察	所轄警察署	甲斐警察署 生活安全課 (課長)		○	○
15	消防	所轄消防署	莊崎消防署 (署長)		○	○
16	徘徊見守り関係	郵便事業	日本郵便株式会社 莊崎郵便局 (局長)		○	○
17	家族の会	認知症の人と家族の会	虹の会 (会長)		○	○
18	搜索協力機関	タクシー会社	山梨交通株式会社 莊崎営業所			○
19	搜索協力機関	タクシー会社	有限会社 甲斐タクシー (代表取締役)			○
20	搜索協力機関	タクシー会社	有限会社 莊崎タクシー (専務取締役)			○
21	搜索協力機関	莊崎駅	JR東日本 八王子支社 莊崎駅 (駅長)			○
22	普及啓発機関	金融機関	山梨県民信用組合 莊崎支店 (支店長)			○
23	普及啓発機関	提携委託業者	山梨ヤカルト販売株式会社 (代表取締役社長)			○

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

【事務局】

莊崎市長寿介護課 介護支援担当 (地域包括支援センター)

【関係機関】

莊崎市 総務課 危機管理担当

莊崎市福祉事務所 (莊崎市 長寿介護課 長寿社会担当)

○ 茅崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱

平成30年3月28日告示第94号

茅崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症の高齢者等及びその家族（以下「認知症者等」という。）が安心して暮らせるよう、地域の中で組織的な支援を行うため、茅崎市認知症支援ネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症者等への支援に係る情報交換及び支援方法の検討
- (2) 認知症者等を地域で支援する体制の構築
- (3) 認知症への知識と理解の普及啓発
- (4) 茅崎市認知症初期集中支援チーム設置要綱（平成30年3月茅崎市告示第96号）に規定する茅崎市認知症初期集中支援チームの活動状況の評価
- (5) 茅崎市認知症徘徊SOSネットワーク事業実施要綱（平成30年3月茅崎市告示第9号）に規定するSOSネットワーク事業の評価
- (6) その他認知症者等の支援に必要と認められる事項

(組織)

第3条 ネットワーク協議会の委員は、次に掲げる機関又は団体の関係者（以下「関係機関等」という。）で組織し、市長が委嘱するものとする。

- (1) 医療関係機関又は団体
- (2) 自治会組織
- (3) 高齢者団体
- (4) 権利擁護関係機関
- (5) 保健関係機関又は団体
- (6) 福祉関係機関又は団体
- (7) 介護関係機関又は団体
- (8) 警察関係機関
- (9) 消防関係機関
- (10) 郵便事業者

(11) 捜索協力機関

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適當と認めるもの

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、ネットワーク協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 前項の規定に関わらず、第1回のネットワーク協議会の会議は、市長が招集する。

(部会)

第6条 ネットワーク協議会は、下部組織として部会を置くことができる。

2 部会は、第2条第2号及び第3号の事項の推進について置くものとする。

(庶務)

第7条 ネットワーク協議会の庶務は、長寿介護課において処理する。

(秘密保持義務)

第8条 ネットワーク協議会の委員及び担当者は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク協議会の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際廃止前の垂崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱（平成22年11月垂崎市訓令乙第30号）の規定により市長から委嘱された委員は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、当該委員に委嘱された者の任期は、廃止前の垂崎市認知症支援ネットワーク協議会設置要綱の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。